

目次

・プロローグ…………… 1

第 I 部 基本構造・訴訟物

第 1 講

民事訴訟の基本構造・訴訟物

([入門編] 第 1 講、第 2 講の発展)…………… 6

I 入門編の復習…………… 6

II 訴訟物の選択…………… 6

1 事例…………… 6

〔図 1〕 民事訴訟の基本構造…………… 7

2 訴訟物…………… 8

3 請求原因…………… 8

4 訴訟物の選択…………… 9

III 訴訟経過…………… 9

1 第 1 回口頭弁論期日…………… 10

(1) 訴状…………… 10

(2) 答弁書…………… 10

(3) 争点整理…………… 11

(4) 当事者の欠席…………… 11

2 弁論準備手続期日…………… 12

3 第 2 回口頭弁論期日 (証拠調べ期日)…………… 13

4 第 3 回口頭弁論期日 (弁論終結期日)…………… 13

5 第 4 回口頭弁論期日 (判決言渡期日)…………… 14

6 その他の終局事由…………… 14

(1) 和解…………… 14

〈表1〉 地方裁判所での終局区分	14
(2) その他	15
7 上訴・強制執行	15
(1) 上訴	15
(2) 強制執行	16
8 まとめ	16
IV 争点整理	16
1 〈Case①〉の検討	16
(1) 第1回口頭弁論期日	17
(2) 第1回弁論準備手続期日	17
(3) 第2回弁論準備手続期日	18
(4) 第3回弁論準備手続期日	18
2 解説	19
〔図2〕 〈Case①〉における基本構造	20
<i>note</i> 間接事実と弁論主義	21

第Ⅱ部 要件事実

第2講

要件事実総論

(〔入門編〕第3講の発展) 24

I 要件事実の基本理解	24
1 冒頭規定説と返還約束説	24
2 契約の拘束力の根拠	26
3 法規不適用説と証明責任規範説	27
<i>note</i> 売買契約において具体的な代金額の主張は必ず必要か	28
II 主張・立証責任の分配	29
1 法律要件分類説	29

2	付款は請求原因か抗弁か	32
3	否認と不知の違い	34
	Coffee Break 修習生活と要件事実	広瀬加奈・36

第3講

売買に関する請求

	([入門編] 第4講、第5講の発展)	37
--	--------------------	----

I	消滅時効	37
1	期限の利益喪失約款と消滅時効の起算点	37
2	商事消滅時効	38
	新民法では——商事消滅時効の廃止	39
II	規範的要件	40
III	代理	42
1	顕名	42
	(1) 入門編の復習	42
	note 代理と弁論主義	43
	(2) 民法100条ただし書(顕名に代えて——その1)	44
	(3) 商事代理(顕名に代えて——その2)	44
	(4) 抗弁としての代理	48
	(5) まとめ	51
2	代理権授与の表示	52
	(1) 入門編の復習	52
	(2) 白紙委任状	52
3	表見支配人	54
	(1) 民法109条の特則	54
	(2) 要件事実の具体的内容	54
	(3) 悪意および重過失(抗弁)	55
IV	債務不履行解除	56
1	入門編の復習	56
2	債務不履行解除の意思表示と特約	57

(1) 「停止条件付解除」の意思表示	58
note 主張責任と立証責任は一致するか	59
(2) 無催告解除特約	60
(3) 当然解除特約	61
3 履行不能解除	62
(1) 主張の位置づけ	62
(2) 要件事実の具体的内容	62
(3) 原始的不能の場合	63
note 結果債務と手段債務	63
新民法では——履行不能による契約の解除	65
V 手付解除	65
1 手付の意義	66
2 要件事実の具体的内容	66
新民法では——手付解除	67
VI 附帯請求	68
1 請求の趣旨	68
〔図3〕 附帯請求・付随的申立てと主たる請求との関係	68
(1) 附帯請求	69
(2) 訴訟費用	69
(3) 仮執行宣言	69
2 売買契約に基づく代金支払請求の附帯請求	70
(1) 訴訟物	70
(2) 請求原因	71
新民法では——法定利率①	73

第4講

貸金・保証に関する請求

(〔入門編〕第6講の発展) 74

I 入門編の復習	74
II 貸借型理論	76

<i>note</i> 貸借型理論における弁済期	77
Ⅲ 貸金返還請求の附帯請求	78
1 訴訟物	78
2 利息請求権の要件事実	78
(1) 要件事実の具体的内容	78
(2) 商事債権の場合	79
(3) 利率	80
3 遅延損害金の要件事実	80
新民法では——法定利率②	81
Ⅳ 求償請求	81
1 訴訟物	82
2 要件事実の具体的内容	83
<i>Coffee Break</i> 何とかなるさ	林 宏子・83

第5講

不動産明渡しに関する請求

(〔入門編〕第7講の発展) 85

I 入門編の復習	85
II 「Xもと所有→所有権喪失」型	86
1 請求原因、抗弁	86
2 所有権喪失の抗弁に対する再抗弁	86
(1) 主張の位置づけ	86
(2) 所有権留保特約の再抗弁	87
III 「Aもと所有→対抗要件」型	88
1 入門編の復習	88
2 背信的悪意者の再抗弁	89
<i>note</i> 背信的悪意者からの請求と民法177条	89
3 債務不履行解除と第三者	91
(1) 第三者保護の意義	92
(2) 主張の位置づけ	93

(3) 要件事実の具体的内容	94
(4) 両説のブロックダイアグラム	96
〔図4〕 対抗関係説	96
〔図5〕 権利保護要件説	97
4 合意解除と第三者	97
5 「A → B → X」と「A → Y」型	98
IV 「現所有→占有権原」型	99
1 入門編の復習	99
2 黙示の使用許諾	100
〔図6〕 所有権留保と引渡し	102
V 土地明渡請求の附帯請求	102
1 請求の趣旨	103
2 訴訟物	103
(1) 訴訟物の内容	103
(2) 一部請求と訴訟物の個数	103
(3) 主たる請求との関係	104
3 要件事実の具体的内容	104
Coffee Break 無料法律相談	三澤信吾・106

第6講

賃貸借に関する請求

(〔入門編〕第9講の発展) 108

I 賃貸借契約終了に基づく建物収去土地明渡請求	108
1 請求の趣旨	108
2 収去義務との関係	109
3 所有権に基づく返還請求権との違い	109
4 請求原因の基本的な構造	110
note 賃料額は賃貸借契約の本質的要素か	111
5 賃貸借契約終了に基づく明渡請求とYの占有	112
II 賃貸借契約の終了原因による検討	113

1	基本的構造	113
2	期間満了	113
(1)	請求原因	114
	新民法では——賃貸借の期間の上限	115
	note 予備的請求原因が	116
(2)	建物所有目的の抗弁に関する攻撃防御方法	117
(3)	黙示の更新に関する攻撃防御方法	121
	note 「黙示の更新の抗弁」と「更新合意の不成立」	122
(4)	法定更新に関する攻撃防御方法	123
(5)	期間満了を終了原因とする場合のポイント	126
	〔図7〕 期間満了を終了原因とする建物収去土地明渡請求の攻撃防御方法	126
(6)	建物買取請求権	127
3	解約申入れ	128
(1)	請求原因	128
(2)	建物所有目的（抗弁）	130
(3)	一時使用（再抗弁）	131
4	賃料不払いによる解除	131
(1)	催告解除	131
(2)	無催告解除特約による解除	132
(3)	無催告解除特約がない場合の無催告解除	134
	<i>Coffee Break</i> 書くということ	夏目まお・134

第7講

動産・請負に関する請求

（動産につき〔入門編〕第10講の発展）…………… 137

I	動産に関する請求	137
1	入門編の復習	137
2	代償請求	138
(1)	代償請求の訴訟物	138
(2)	要件事実の具体的内容	138

II 請負に関する請求	140
1 訴訟物	140
2 請求原因	140
(1) 実体法上の成立要件と権利行使要件	140
note 報酬請求権の発生時期	141
(2) 要件事実の具体的内容	142
3 抗弁	143
(1) 解除の抗弁（民635条）（抗弁1）	144
(2) 同時履行の抗弁（抗弁2）	146
note 報酬請求全額に対する同時履行の抗弁権	148
(3) 相殺の抗弁（抗弁3）	148
(4) 瑕疵修補請求（抗弁4）	150
note 請負契約の留意点	151
新民法では——請負契約	151
<i>Coffee Break</i> 裁判官になって	新谷真梨・153

第8講 その他の請求 154

I 債権者代位	154
1 訴訟物	154
2 請求の趣旨	155
3 要件事実の具体的内容	155
(1) 実体法上の成立要件	155
(2) 請求原因事実	156
(3) 抗弁以下	157
note 債権者代位訴訟	157
新民法では——債権者代位権	158
II 詐害行為取消し	160
1 訴訟物	160
2 請求の趣旨	161

3	請求原因	161
(1)	実体法上の成立要件	161
(2)	要件事実の具体的内容	163
4	抗弁	164
(1)	受益者（または転得者）の善意（抗弁1）	164
(2)	資力の回復（抗弁2）	165
(3)	相当行為（抗弁3）	165
(4)	被保全債権に関する主張（抗弁4）	165
	新民法では——詐欺行為取消権	166
III	和解	170
1	訴訟物	170
2	実体法上の成立要件	170
3	要件事実の具体的内容	171
IV	不当利得返還請求	172
1	不当利得の条文の構造	172
2	実体法上の成立要件	172
3	要件事実の具体的内容	172
4	給付型	173
5	侵害型	175
	note 不当利得返還請求と他の請求の関係	176
V	債務不存在確認	177
1	訴訟物	177
2	請求の趣旨	178
3	要件事実の具体的内容	178
VI	不法行為	179
1	土地の工作物責任	179
(1)	土地の占有者（ Y_1 ）に対する請求	179
(2)	土地の所有者（ Y_2 ）に対する請求	180
2	その他の不法行為	181
	note 不法行為と要件事実	181

VII	非典型契約（無名契約）	182
1	非典型契約（無名契約）の要件事実	182
2	要件事実の具体的内容	183
	新民法では——諾成的消費貸借契約	185
VIII	事例検討	185
	Coffee Break 弁護士人生という名の一本道	伊藤紗耶子・188

第Ⅲ部 事実認定

第9講

事実認定総論・書証

（〔入門編〕第11講、第12講の発展）…………… 192

I	総論	192
1	事実認定の対象	192
2	事実認定の方法	192
3	証明度	193
	note 高度の蓋然性とは	193
	note 高度の蓋然性の留意点	193
4	経験則	195
5	直接証拠と間接証拠	195
6	本証と反証	195
	note 事実認定は民事裁判と刑事裁判とで異なるか	196
II	書証	196
1	形式的証拠力（文書の成立の真正）	196
	(1) 成立の真正についての認否および立証	196
	(2) 推定が覆る場合	197
2	実質的証拠力	198
	(1) 実質的証拠力の意義	198

(2) 処分証書と報告文書、類型的信用文書…………… 198
3 まとめ…………… 199

第10講 証言…………… 200

I 総論…………… 200
〈表2〉書証と証言の形式的証拠力と実質的証拠力…………… 201
II 証言の信用性…………… 202
〔図8〕証言の信用性…………… 203
1 証言の正確性…………… 204
(1) 認識の正確性…………… 204
(2) 記憶の正確性…………… 205
(3) 表現の正確性…………… 206
2 利害関係…………… 206
3 証言内容の合理性・具体性・一貫性…………… 208
(1) 証言の合理性…………… 208
(2) 証言の具体性…………… 208
(3) 証言の一貫性…………… 208
(4) 留意点…………… 209
4 動かしがたい事実（客観的事実）との整合性…………… 210
note 「動かしがたい事実」とは？…………… 211
5 故意や過失による誤った証言…………… 212
6 その他…………… 212
(1) 証言態度…………… 212
(2) 伝聞供述…………… 212
III まとめ…………… 213

第11講 判断の構造…………… 214

I 判断の枠組み…………… 214

〈表3〉 主要事実の認定判断の類型	215
II 第1類型——直接証拠である類型的信用文書があり、その成立に争いがない場合	215
〔図9〕 認定判断の第1類型の構造	216
III 第2類型——直接証拠である類型的信用文書があり、その成立に争いがある場合	216
1 成立の真正に関する争い方による分類	216
〈表4〉 成立の真正に関する争い方による分類	218
2 文書の真正な成立の立証方法	218
(1) 立証方法	218
〔図10〕 総合判断型と直接証拠型	219
(2) 総合判断型	220
(3) 直接証拠型	220
〔図11〕 認定の段階	220
(4) 小括	221
IV 第3類型——直接証拠である処分証書等はないが、直接証拠である証言がある場合	221
1 一般的に信用性の高い証言がある場合	221
〔図12〕 総合判断型と証言認定型	222
2 当事者やその関係者の証言が直接証拠である場合	223
〔図13〕 間接事実から主要事実を推認するイメージ	224
V 第4類型——直接証拠である処分証書等も直接証拠である証言等もない場合	224
1 間接事実とは	224
2 強い間接事実と弱い間接事実	226
3 総合評価	226
<i>note</i> 間接証拠から認定する場合の注意点	227
4 間接事実（補助事実）の役割	227
〔図14〕 間接事実の証明度と関連性	230
5 まとめ	230

VI 判断類型のまとめ	230
<i>note</i> 各判断類型のポイント	231

第12講 事実認定、意思解釈、評価 233

I 争点整理と事実認定の留意点	234
1 争点整理の留意点	234
(1) 争点の立て方	234
(2) 主張自体失当	235
2 事実認定の留意点	236
(1) 行為前後の状況	236
(2) 全体と細部	236
(3) 検 証	237
II 意思表示の解釈	238
1 契約の成立	238
2 契約（意思表示）の解釈	241
(1) 当事者の意思が一致している場合	241
<i>note</i> 当事者の意思表示と錯誤・虚偽表示との関係	242
(2) 当事者の共通の意思が明らかでない場合	243
3 第1のケース	245
4 第2のケース	250
5 第3のケース	250
6 まとめ	252
III 評 価	252
1 規範的要件	252
〔図15〕 規範的要件についての判断の構造	253
<i>note</i> 規範的要件を主要事実と解した場合	254
2 黙示の意思表示	254
<i>note</i> 黙示の意思表示の間接事実説と主要事実説	255
3 「評価」のみが問題となる事案	256

〔図16〕 最高裁の判断構造（〈Case ⑫-6〉）	261
<i>note</i> 事件のスジ・スワリ	263

第13講 紛争類型別の事実認定 265

I 消費貸借契約	265
1 金銭の授受が争われた場合	265
2 貸金が贈与か	266
3 貸金が出資金か	267
II 保証契約	268
1 要式行為	269
2 保証契約を推認させる間接事実	270
(1) 保証人と主債務者との人的関係	270
(2) 保証契約締結の経緯	270
(3) 保証契約締結後の事情	270
3 具体事例	271
III 弁済および弁済の提供	271
1 弁 済	271
2 弁済の提供	272
IV 売買契約	273
1 売買か贈与か	273
2 売買か賃貸借か	274
V 賃貸借契約	274
VI 「善意」と「悪意」	275
VII 境界確定訴訟	275
VIII 事実認定が難しい事件	276
1 いわゆるセクハラ事件	276
2 保険金請求事件	277
3 痴漢事件	280
IX 和解（補論）	288

1 第1のケース	289
(1) 検討	289
(2) 和解	290
2 第2のケース	291
3 まとめ	292
<i>Coffee Break</i> 思い描く先へ、大切なこと	西原文子・292

第14講 実践に向けて 294

I 起案の方法	294
1 事実認定の起案とは	294
2 サマリー起案の方法	294
(1) 争点	294
(2) 判断の構造	295
(3) 争点に対する判断	295
II 検討例1	295
III 検討例2	301
IV 事件記録検討にあたっての参考事項	305
1 時系列	305
2 証言対比表	306
〈表5〉 証言の比較対照表(例)	307
〔図17〕 配置図	308
<i>Coffee Break</i> 良いラブレターの書き方	中山佑華・308

第Ⅳ部 演習問題

第15講 要件事実問題1 312

I 解説	313
1 訴訟物	313
(1) Xの言い分の解釈——処分権主義	313
(2) 訴訟物の特定	313
(3) 訴訟物の個数	314
2 請求原因	314
II 検討例	316

第16講 要件事実問題 2 319

I 訴訟物	321
II XおよびYの攻撃防御方法	321
1 請求原因	321
2 抗弁	322
(1) 債務不履行解除（民541条）	322
(2) 商事消滅時効（商522条）	323
(3) 同時履行	324
3 再抗弁	324
(1) 債務承認（抗弁2に対し）	324
(2) 商事債権でないこと（抗弁2に対し）	325
〔図18〕 ブロックダイアグラム（要件事実問題2）	326
新民法では——消滅時効の起算点	326

第17講 要件事実・争点整理問題 1 327

I 参考例	330
II 要件事実の構造	331
III 争点	331
〔図19〕 ブロックダイアグラム（要件事実・争点整理問題1）	332
1 形式的争点	332

2 実質的争点	332
(1) Yの保証契約	333
(2) 譲渡禁止特約につきXの悪意または重過失	333
(3) BからXへの平成27年7月1日の承諾	333
3 争点整理のまとめ	334
新民法では——債権譲渡	334

第18講 要件事実・争点整理問題2 336

I 要件事実	339
1 主張の位置づけ	339
2 判断の順序	339
3 債務不履行解除	340
(1) 位置づけ	340
(2) 債務不履行解除の要件事実	341
(3) 代物弁済の要件事実	341
4 相殺	342
(1) 位置づけ	342
(2) 代物弁済	342
(3) 相殺の要件事実	342
II 参考例	344
III 争点	345
〔図20〕 ブロックダイアグラム（要件事実・争点整理問題2）	346
1 形式的争点	346
2 実質的争点	347
新民法では——代物弁済	348

第19講 要件事実・争点整理問題3 349

I 訴訟物	351
-------	-----

1	原告による選択	351
2	物権的請求権の訴訟物	351
3	建物収去との関係	351
4	訴訟物の個数	352
5	結論	352
II	事実整理	352
1	請求原因	352
	(1) 所有権に基づく明渡請求の基本形	352
	(2) X 所有	352
	(3) Y 占有	352
2	抗弁	353
	(1) 所有権喪失の抗弁	353
	(2) 占有権原の抗弁	353
	〔図21〕 占有権原の抗弁の位置づけ	355
3	再抗弁	356
	(1) 所有権留保特約	356
	(2) 債務不履行解除	356
4	再々抗弁（弁済の抗弁）	357
	(1) 位置づけ	357
	(2) 弁済の要件事実	358
III	検討例	358
IV	争点	359
1	形式的争点	359
	〔図22〕 ブロックダイアグラム（要件事実・争点整理問題3）	360
2	実質的争点	361
	新民法では——振込みによる弁済	361
	Coffee Break 支えてくれた人への感謝	中川豪輝・362

I	訴訟物	367
1	訴訟物の特定	367
2	訴訟物と終了原因との関係	367
3	契約更新との関係	368
4	訴訟物と収去義務との関係	368
5	訴訟物の個数	368
II	事実摘示	369
1	請求原因	369
(1)	賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求の基本形	369
(2)	請求原因1——民法上の期間満了	369
(3)	請求原因2——賃料不払いによる債務不履行解除（民法上の賃貸借）	370
[図23]	請求原因1と請求原因2の関係（要件事実・争点整理問題4）	372
(4)	請求原因3——賃料不払いによる債務不履行解除（借地借家法上の賃貸借）	373
(5)	請求原因のまとめ	374
2	抗弁	374
(1)	抗弁1——建物所有目的（請求原因1に対し）	374
(2)	抗弁2——黙示の更新（請求原因1に対し）	374
(3)	背信性の評価障害事実（請求原因2および3に対し）	375
3	再抗弁	376
(1)	再抗弁1——一時使用の再抗弁（抗弁1に対し）	376
(2)	再抗弁2——更新合意の不成立（抗弁2に対し）	377
4	再々抗弁——一時使用の評価障害事実	378
III	検討例	378
IV	争点	381
[図24]	ブロックダイアグラム（要件事実・争点整理問題4）	381
1	本件の争点	382
2	各争点の検討	382
(1)	建物所有目的、一時使用	382

(2) 更新合意の不成立	383
(3) 無催告解除	383

第21講 要件事実・争点整理問題5 384

I 訴訟物	387
1 主たる請求	387
2 附帯請求	388
II 事実整理	388
1 請求原因	388
(1) 有権代理の要件事実	388
(2) 消費貸借契約の要件事実	389
(3) 利息請求権	389
(4) 遅延損害金	389
(5) 弁済期の事実摘示	390
(6) 民法109条の表見代理	390
(7) 民法112条の表見代理	390
〔図25〕 民法112条の主張（再抗弁説）	391
〔図26〕 民法112条の主張（予備的請求原因説）	391
2 抗弁	392
(1) 抗弁1——代理権消滅	392
(2) 抗弁2——代理権濫用（悪意または過失）	393
(3) 抗弁3——相殺	394
〔図27〕 相殺の抗弁の全体像（要件事実・争点整理問題5）	397
3 再抗弁	398
(1) 再抗弁1——民法112条（抗弁1に対し）	398
(2) 再抗弁2——過失の評価障害事実（抗弁2の過失の評価根拠事実に対し）	398
III 検討例	399
新民法では——代理権濫用・債務引受	400

IV 争点	401
1 形式的争点	401
2 実質的争点	401
〔図28〕 ブロックダイアグラム（要件事実・争点整理問題5）	402
Coffee Break 司法修習体験記	山本美愛・403

第22講

事実認定問題

I 記録の検討方法	405
1 記録の構成	405
(1) 3分方式	405
(2) 本書での確認	406
(3) まとめ	406
2 事件記録を読む際の留意点	406
(1) 調書の記載事項の確認	407
(2) 各主張書面の検討	407
(3) 証拠の検討	408
II 事件記録	409
〔資料1〕 民事第一審訴訟事件記録表紙	409
〔資料2〕 第1回口頭弁論調書	410
〔資料3〕 第2回口頭弁論調書	411
〔資料4〕 第3回口頭弁論調書	411
〔資料5〕 第4回口頭弁論調書	412
〔資料6〕 第5回口頭弁論調書	413
〔資料7〕 第6回口頭弁論調書	414
〔資料8〕 訴状	415
〔資料9〕 答弁書	418
〔資料10〕 被告第1準備書面	419
〔資料11〕 原告準備書面1	420
〔資料12〕 被告第2準備書面	423

[資料13]	被告第3準備書面	423
[資料14]	原告準備書面2	425
[資料15]	書証目録(原告提出分)	426
[資料16]	書証目録(被告提出分)	428
[資料17]	証人等目録(原告申出分)	429
[資料18]	証人等目録(被告申出分)	430
[資料19]	全部事項証明書(土地)(甲1の1)	430
[資料20]	全部事項証明書(土地)(甲1の2)	431
[資料21]	売買契約書(甲2)	432
[資料22]	委任状(甲3)	433
[資料23]	印鑑証明書(甲4)	434
[資料24]	手付金支払証明書(甲5)	435
[資料25]	不動産購入申込書(甲6)	435
[資料26]	残代金の覚書(甲7)	436
[資料27]	業務日誌(甲8)	437
[資料28]	陳述書:結城康介(X)(甲9)	439
[資料29]	陳述書:馬場元明(B)(甲10)	442
[資料30]	陳述書:戸取謙治(Y)(乙1)	445
[資料31]	陳述書:銭形平一(Z)(乙2)	446
[資料32]	証人調書:馬場元明(B)	448
[資料33]	証人調書:銭形平一(Z)	452
[資料34]	本人調書:結城康介(X)	457
[資料35]	本人調書:戸取謙治(Y)	459
Ⅲ	第1分類を読み終えて	464
1	訴訟物	464
2	要件事実	465
(1)	請求原因	465
(2)	認否等	465
(3)	争点	465
Ⅳ	第2分類を読み終えて	465

V 争点についての結論およびそれに至る理由	467
1 岩本くんの報告内容	467
2 Yは白紙に署名押印したか	468
3 民訴法228条の推定は覆ったか	470
4 直接証拠である証言の信用性の検討	472
5 代理権授与を推認させる間接事実	475
6 代理権授与の推認を妨げる間接事実	479
〔図29〕 代理権授与はあったか	479
7 おわりに	480
・ 事項索引	492
・ 判例索引	496
・ 条文索引	498
・ [入門編] 事項索引	500
・ [入門編] 判例索引	505
・ [入門編] 条文索引	508
・ 著者略歴	513

[入門編] 目次

第Ⅰ部 基本構造・訴訟物

第1講 民事訴訟の基本構造

第2講 訴訟物

第Ⅱ部 要件事実

第3講 要件事実総論

第4講 売買に関する請求1

第5講 売買に関する請求2

第6講 貸金・保証に関する請求

第7講 不動産明渡しに関する請求

第8講 不動産登記に関する請求

第9講 賃貸借に関する請求

第10講 動産・債権譲渡等に関する請求

第Ⅲ部 事実認定

第11講 事実認定総論

第12講 書証

第Ⅳ部 法曹倫理

第13講 法曹倫理1

第14講 法曹倫理2

第Ⅴ部 演習問題

第15講 演習問題